

防火服等自主管理委員会運用細目

(目的)

第1条 この細目は、一般社団法人日本消防服装・装備協会（以下「協会」という。）の防火服等自主管理規定（以下「規定」という。）第11条第4項に基づき、防火服等自主管理委員会運用細目を定める。

(委員会の業務)

第2条 防火服等自主管理委員会（以下「委員会」という。）は、協会会長の付託を受けて、次の業務を行う。

- (1) 規定第5条に係る指定試験所の審査
- (2) 規定第6条に係る防火服等の認定に係る審査
- (3) 規定第4条に係る防火服等に関する自主基準等の審査
- (4) 規定第10条に係る防火服等に関する品質確認
- (5) その他防火服等に関する事項

2 協会会長は、委員会に対し、前項に規定する業務を付託する場合には、文書により行うものとする。

(委員会の委員)

第3条 委員会の委員は、10名以内で組織する。

2 委員は、防火服等に関する学識経験を有する者、消防機関の関係者とし、協会会長が委嘱する。

3 委員は非常勤とし、その任務は委嘱した日から2年とする。なお、再任を妨げない。

(委員会の委員長等)

第4条 委員会には、委員の互選による委員長を置く。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 委員長は、予め、委員の中から委員長の職務を代理する副委員長を指名しておくことができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、協会会長が招集する。

2 委員会は、全委員の過半数をもって成立する。

3 委員会における審議は、その過半数を持って決議する。なお、賛否同数であった場

合には、委員長がこれを決する。

- 4 委員会は、必要に応じ、次項に規定する専門委員及び審査事項に関する関係者、専門家などの出席を求めることができる。
- 5 前項の出席依頼は、委員会の求めに応じ、協会会長が行う。
- 6 委員長は、第2条第2項の規定により協会会長から付託を受けた業務の審査等の結果については、文書により報告を行うものとする。

(専門委員)

- 第6条 専門委員は、防火服等に関する専門的知識を有する者とし、必要に応じ、協会会長が委嘱する。
- 2 専門委員は、非常勤とし、その任期は委嘱した日から2年とする。なお、再任を妨げない。
 - 3 専門委員は、第2条に規定する委員会の業務のうち、委員会から付託された事項についての業務を行う。
 - 4 専門委員は、委員会の求めに応じ、委員会に出席し、前項の規定により付託を受けた業務の報告を行うものとする。

(委員会の報酬等)

- 第7条 委員会に出席した委員及び専門委員には、報酬及び旅費等の実費を支払うものとする。
- 2 第2条第1項に規定する審査等の業務に伴い出張することとなった委員及び専門委員には、報酬及び旅費等の実費を支払うものとする。
 - 3 委員会を書面により開催した場合には、当該審査に関わる委員及び専門委員に対し報酬を支払うものとする。
 - 4 前条第5項の規定に基づき、委員会への出席を依頼した関係者、専門家などに対し、必要に応じ、報酬及び旅費の実費を支払うことができるものとする。
 - 5 前各項の報酬及び旅費等の実費については、協会会長が別に定める。

(委員会の事務局)

- 第8条 委員会の事務局は、協会事務局とする。

(雑則)

- 第9条 この運用細目に規定のない事項等については、委員会の要請、意見等を踏まえて、協会会長が定める。

附 則

この運用細目は、令和6年5月24日から実施する。